

令和7年2月28日

資料4

④ 税込帰属の適正化のための方策

総務省自治税務局市町村税課

現行の地方税制における税收帰属の適正化のための方策

① 住所地課税

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有するとともに、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、納税義務者の住所地に納めることが原則である（住所地課税の原則）。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）（抜粋）

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税收の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 地方消費税における清算制度

- 県境税調整に代替する現実的な解決策として、地方消費税の税收を消費基準に基づいて清算し、税の帰属地と消費地を一致させるもの。

平成7年度の税制改正に関する答申（平成6年12月）（抜粋）

- 今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税收を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。
- 今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による精算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置付けることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税收の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

③ 地方譲与税制度

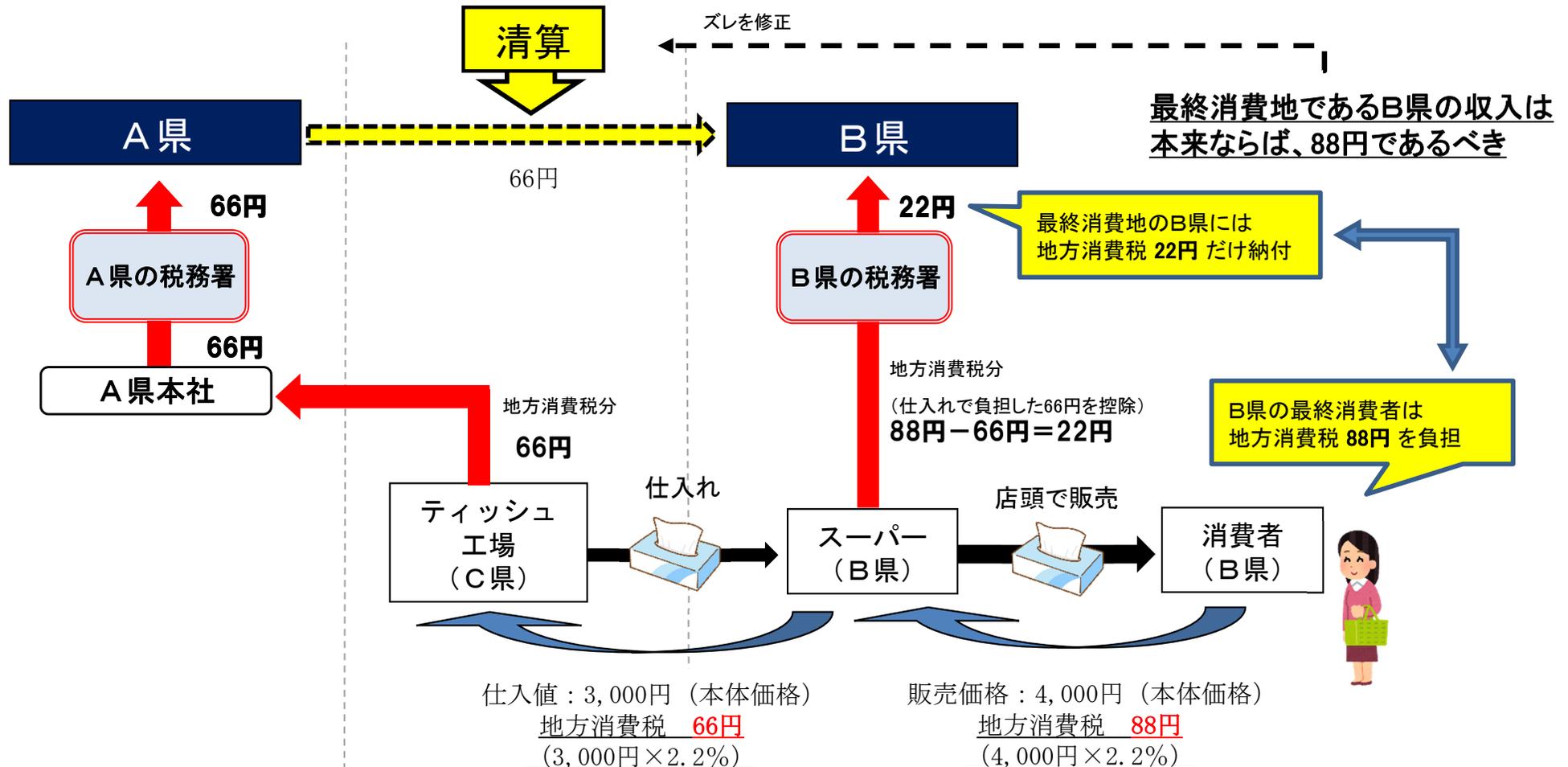
- 地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもの。（『租税法』（金子宏著、平成29年発行 第22版）（抜粋））
- 賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。（地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書（平成7年3月）（抜粋））

【参考】地方消費税の概要

項 目	内 容		
1. 課税主体	都道府県		
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
4. 課税標準	消費税額		
5. 税 率	～令和元年9月：	63分の17(消費税率換算 1.7%)	国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～：	78分の22(消費税率換算 2.2%)	10%
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%)	軽減税率 8%
6. 税 収	64,151億円(令和4年度決算額) ※令和6年度地方財政計画額：64,004億円		
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算		
	指 標	ウエイト	
	①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)	
③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)		
9. 交 付 金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付		
	交 付 基 準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス活動調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ		

【参考】地方消費税における清算制度

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者が行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



(注)実際には、地方消費税分(2.2%)だけでなく、国の消費税分をあわせた分(10%)がそれぞれの段階で申告納付される。

地方譲与税制度

『租税法』(金子宏著、平成29年発行 第22版)(抄)

第1編 租税法序説

第1章 租税の意義

第2節 租税の意義と種類

2 租税の種類

* 地方交付税と地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので、税の名称がつけられているが、本来の意味の租税ではない。現在は、地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税・航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税の6種がある。

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究報告書」(平成7年3月 財団法人自治総合センター)(抄)

第一部 地方譲与税について

第一節 地方譲与税の性格、沿革、現状

1 地方譲与税制度とは

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路譲与税は前者であり、消費譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

1. 森林環境税 [令和6年度から課税]

課税主体 : 国 ※市町村が行う法定受託事務

納税義務者 : 国内に住所を有する個人

課税方式 : 賦課課税方式 ※地方団体の賦課徴収、納税義務者等の納付・納入は、個人住民税均等割の例により、併せて行う。

税率 : 1,000円(年額)

国への払込み : 都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

※(例) 給与特徴者11月分の払込みスケジュール:

納税義務者 → (11月分徴収) → 特別徴収義務者 → (12月10日まで) → 市町村 → (1月10日まで) → 都道府県 → (2月末まで) → 国

その他 : 非課税の範囲、免除、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

2. 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

譲与総額 : 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

※令和元年度から令和6年度の間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用(2,300億円)。

譲与団体 : 市町村及び都道府県

使途 : (市町村) 森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発等

(都道府県) 市町村支援、市町村の森林整備の円滑な実施のための森林整備、

人材育成・木材利用・普及啓発等

譲与基準 : (市町村) 総額の90%に相当する額を私有林人工林面積55%、林業就業者数20%、人口25%で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の10%に相当する額を市町村と同様の基準で按分

※令和5年度以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

譲与时期 : 9月(3月～8月までの収入額)、3月(9月～翌年2月までの収入額)

使途の公表 : インターネットの利用等の方法による公表を義務付け

【参考】法人事業税交付金

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年4月1日～→【改正】令和元年10月1日～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額(標準税率分)の100分の7.7 (市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

- ※ 令和元年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、令和2年度に交付すべき交付金と併せて、令和2年度中にまとめて交付。
- ※ 令和2年度の交付率は100分の3.4。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

令和2年度 : 法人税割額
令和3年度 : 2/3…法人税割額 1/3…従業者数
令和4年度 : 1/3…法人税割額 2/3…従業者数

3. 交付時期

年3回 : 8月(前年度3月から7月までの間の収入分)
12月(8月から11月までの間の収入分)
3月(12月から2月までの間の収入分)